

○飯塚市ふるさと応援寄附事業取扱要綱

平成28年3月31日

飯塚市告示第54号

改正 H29-112

飯塚市ふるさと応援寄附事業取り扱い要綱(平成20年飯塚市告示第105号)の全部を次のように改正する。

(趣旨)

第1条 この告示は、飯塚市の発展を願い、応援しようとする個人又は法人(団体を含む。以下「寄附者」という。)からの寄附金を財源として各種事業を実施し、寄附者の飯塚市に対する思いを実現化することにより、多様な寄附者の参加による個性豊かな活力あるふるさとづくりに資することを目的として、寄附者に地元特産品等(市内で生産若しくは製造され、又は販売される商品や市内で提供されるサービスを含む。以下「お礼の品」という。)を贈呈するために、飯塚市ふるさと応援寄附事業(以下「ふるさと事業」という。)の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(寄附金を活用する事業の区分)

第2条 前条の寄附金を活用して行う事業は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 産業及び経済の活性化に関する事業
- (2) 教育及び文化の充実にに関する事業
- (3) 市民福祉の充実にに関する事業

(H29-112一改)

- (4) 生活基盤の充実及び環境整備に関する事業
- (5) まちづくりの推進に関する事業

(H29-112追加)

- (6) 前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するため市長が必要と認める事業

(H29-112繰下)

(寄附金の申込等)

第3条 寄附金は、次に掲げる事項を記載した申込書又はインターネット上による所定の申込フォームにより申し込むものとする。

- (1) 住所
- (2) 氏名
- (3) 連絡先

(4) 寄附金の額

(5) 選択事業名

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 市長は、寄附金の申込み又は收受した寄附金が、公の秩序又は善良の風俗に反するものと認めるときは、申込み若しくは受入れを拒否し、又は收受した寄附金を返還するものとする。

3 前項の規定による取扱いをしたときは、その理由及び経過を記録するものとする。

(寄附金の使途等指定)

第4条 寄附者は、第2条各号の事業のうち、寄附の使途として、あらかじめ事業を指定することができる。

2 前項の使途の指定がない寄附については、市長がその使途を指定するものとする。

(寄附者へのお礼)

第5条 市長は、1万円以上の寄附をした者に対し、寄附金額の区分応じ、別に定めるお礼の品の中から当該寄附者が選択した品を贈呈するものとする。ただし、市内居住者が市に対して寄附をした場合は、この限りでない。

(H29-112一改)

2 ふるさと事業の一部は、事業者に委託するものとする。

(受託者への情報提供)

第6条 市長は、寄附者がお礼の品の送付を希望したときは、当該寄附者の情報を前条第2項の規定により事業の一部を委託した事業者(以下「受託者」という。)に通知する。ただし、当該寄附者とその個人情報を受託者に提供することに同意しないときは、この限りでない。

(お礼の品の送付等)

第7条 受託者は、前条の通知を受けたときは、速やかに当該寄附者にお礼の品を送付するものとする。ただし、期間が限定される商品等は、この限りでない。

2 受託者に個人情報を提供することに同意しない寄附者については、市長が直接お礼の品を送付するものとする。

(個人情報の保護)

第8条 受託者は、ふるさと事業を行うために提供を受けた個人情報を厳重に取り扱うとともに、ふるさと事業以外の目的に使用し、又は第三者に漏らしてはならない。受託者でなくなった後においても同様とする。

(運用状況の公表)

第9条 市長は、毎年度のふるさと事業の運用状況について公表するものとする。

(補則)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成28年4月1日より施行する。

附 則(平成29年4月4日 告示第112号)

この告示は、告示の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。